

(案)

番 号  
年 月 日

文部科学大臣 殿

原子力委員会委員長

株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉設置変更  
[使用済燃料の処分の方法の変更] について (答申)

平成13年7月5日付13諸文科科第3858号(平成13年7月19日付13諸文科科第4751号をもって一部補正)をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認める。